

倉吉市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市条例第11号

倉吉市老人憩の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市老人憩の家の設置及び管理に関する条例（昭和61年倉吉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
(名称及び位置) 第3条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第3条 老人憩の家の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>倉吉市上米積老人憩の家</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		倉吉市上米積老人憩の家	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>倉吉市上米積老人憩の家</td><td>略</td></tr><tr><td><b>倉吉市高城老人憩の家</b></td><td><b>倉吉市上福田</b></td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	名称	位置	略		倉吉市上米積老人憩の家	略	<b>倉吉市高城老人憩の家</b>	<b>倉吉市上福田</b>	略	
名称	位置																		
略																			
倉吉市上米積老人憩の家	略																		
略																			
名称	位置																		
略																			
倉吉市上米積老人憩の家	略																		
<b>倉吉市高城老人憩の家</b>	<b>倉吉市上福田</b>																		
略																			

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。